

指導主事の配置状況について

- 平成 19 年地教行法改正により、市町村教育委員会事務局に置くべき職員として指導主事を条文上に明記。
- 指導主事数は年々増加。
- 人口規模が小さい市町村教育委員会では指導主事の配置率が下がる傾向。
- 指導主事を配置していない小規模自治体等では、都道府県の教育事務所の指導主事による指導・助言等により対応しているケースが多い。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 法律 162 号）（抜粋）

（指導主事その他の職員）

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3・4 （略）

（1）都道府県教育委員会における指導主事数（人）

	17 年度	19 年度	21 年度	23 年度	25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度
指導主事数(人)	4,628	4,477	4,407	4,493	4,574	4,657	4,854	4,873

（2）市町村教育委員会における指導主事数（人）

	17 年度	19 年度	21 年度	23 年度	25 年度	27 年度	29 年度	令和 元年度
指導主事数(人)	4,933	5,345	5,617	5,996	6,119	6,388	6,814	7,229

（3）人口規模別の市町村教育委員会の指導主事（令和元年度）

区分	教育委員会数	指導主事を置く教育委員会	
		配置率（％）	配置教委当たり平均人数 （人）
総数	1,809 (1,736)	72.5 (74.7)	5.5 (5.6)
50 万人以上	35	100.0	46.3
30 万人以上 50 万人未満	50	100.0	19.8
10 万人以上 30 万人未満	202	100.0	9.4
5 万人以上 10 万人未満	256	96.5	4.8
3 万人以上 5 万人未満	240	89.6	3.2
1.5 万人以上 3 万人未満	294	78.2	1.9
8 千人以上 1.5 万人未満	231	65.4	1.4
5 千人以上 8 千人未満	167	55.7	1.1
5 千人未満	261	28.4	1.1
一部事務組合教育委員会	70	17.1	1.6
共同設置教育委員会	1	100.0	3.0
広域連合教育委員会	2	50.0	2.0

（「総数」の（ ）は、市町村のみの数字）

（4）都道府県教育委員会と市町村教育委員会の指導主事の配置割合の例（令和元年度）

	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
全国平均	40.3%	59.7%